福知山市入札監視委員会(平成26年度第1回)議事概要

	I	
開催日時及び場所	平成26年7月2日(水)	
	午後2時10分~4時10分	
	福知山市市民交流プラザふくちやま3-2・3-3会議室	
出席委員氏名(職業)	委員長 髙 橋 行 雄 (弁護	
	委員 伊多波 良 雄 (大学	学教員)
	委員春木和仁(大学	学教員)
議事概要	1 報告事項	
	・平成 26 年度格付基準等	について
	・建設工事における技術者	音等の配置について
	・公共工事設計労務単価は	
		い かい その改正に伴う福知山市工事請負契
		(インフレスライド条項)の運用に
	ついて	等検討委員会の設置について
	・前回の課題について	F (供削安貝云の畝直に ついて
	2 議事	
		月)の入札・契約の実施状況につ
	いて	
	(2)抽出工事に関する審議に	こついて
	(3) 次回抽出委員の選出	
	・伊多波委員を選出(五十音順で2名の持ち回り)	
	(4) 次回開催日程の調整	
	平成 26 年 11 月 25 日(後日変更:平成 26 年 11 月 26 日)
審議対象期間	平成 25 年 10 月 1 日 ~ 3	平成 26 年 3 月 31 日
条件付一般競争入札	2件	
公募型指名競争入札	0件	対象件数 5件
指名競争入札	2件	
随 意 契 約	1件	
委員からの意見・質問	意見・質問	回 答 等
とそれに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
	契約の変更は、厳密に調査し適正に対応していただきたい。 資料 2-3 に変更契約額を記載していただきたい。	
委員会意見の内容		
	指名競争入札において地域性により業者数を確保しているが、	
	競争性が保てるよう十分検討し	していただきたい。
	機械設置工事等で、納入実績	貴がある場合に最低制限価格を設け
	 ることの是非について検討いた	とだきたい。
	<u></u>	

別 紙

「2 議事(1)平成25年度の入札及び契約手続きの運用並びに実施状況について」

意見・質問	回 答 等
○特になし	

「2 議事(2)抽出工事に関する審議について」関係

- 1 都計第33号 多保市正明寺線(高畑工区)橋梁下部工(P2橋脚)工事
 - · · · 条件付一般競争入札

意見・質問	回 答 等
○変更契約の内容はどのような ものか。	変更内容としましては、工期の延長及び当初予定の施工機械では能力不足であったため機械を変更すること、 当初予定していた部材をリースではなく買取りとしたことで、それに伴い金額変更が生じています。
○リースを買取りにしたとはど ういうことか。	市場鋼材のリースにつきましては、仮桟橋に通常市場 に出ていない部材を使用したためリースとならず、結果 的に買取りとなりました。
○変更理由に、河川管理者との 調整に時間を要したため工期 延長するとあるが、河川管理 者とは誰か。またどのような 調整であったか。	河川管理者は京都府です。ただし、この現場の約 20m 下流が京都府と国土交通省の河川の管理区分の境界線が入っており、実際の河川管理者との協議としては京都府ですが、施工等状況に関しまして国土交通省との関係もあります。主には河川の構造の問題もありますが、河川管理上の施工期間の協議が大きいところです。施工期間は非出水期期間である 11 月から 5 月末までということになっております。工事期間は、準備工もあるため 10 月から 6 月としております。
○変更後の契約金額は。	当初設計金額は 90,738,900 円で、変更後契約金額は 90,474,840 円です。
○変更後の金額が当初入札の予 定価格にかなり近いのは不自 然に感じるが。	意図的に合わせたものではありません。強度等現場状況に合わせた変更契約です。
○変更金額 1,100 万円はかなり	当初は市場にあると積算していましたが、実際に施工

高額である。部材の買取りが 必要だとわかったのは、どの 段階だったのか。

業者が準備に入った段階で市場にはないとわかりまし た。

○工事前の橋梁をリースで施工 していたからリースで設計し たのではないのか。

仮桟橋の一部の部材のリースであるため、設置撤去と なっており現場に残り続けるものではありません。

○変更金額は買取りにかかるも ののみか。

変更金額は、買取りのみでなく、鋼矢板を打ち込みま すのに地盤が固く当初予定していた施工機械の能力不足 による機械変更の分も入っています。

○買取りした部分は、どれだけ の出費か。

〔変更金額の31.7%です。〕

○変更があるとわかっていれ ば、他の業者でもできるので はないか。このような場合再 入札等どんな手続きをするの か。

今回のような大規模で河川の場合には、現場条件が変 わることがあり、福知山市工事契約約款で変更できるこ とになっています。材料の鉄鋼や消費税の関係もありや むを得ない場合があります。

変更が発生するからといって入札のやり直しは考えて おりません。

○変更の規定はどこにあるの を超えてもいいのか。

福知山市工事契約約款第18条第1項第4号の設計条 か。変更後契約額が予定価格│件等実際の現場の状況が一致しない場合に該当します。

> 同約款で許される範囲、あるいは変更として認める範 囲というものを請負工事設計変更ガイドラインで定めて おり、それに相当するものは事情を聞いて変更を許して おります。

○変更契約を乱用しようとする 可能性もあるのでは。業者が 安価で落札し金額変更を迫る といった場合には、どのよう に対処しているのか。

現場協議ということで、逐次受注者と発注者で協議し ながらチェックし決定しています。

○変更協議に第三者が入ってい るのか。

主には受注者・発注者が対等の立場で協議します。特 殊なものについては、ほかの技術者が入る場合もありま す。

○変更が最初からわかっていなかったのかということが問題になる。避けられない変更なのか、設計段階の調査不足なのか厳密に調査していかなければならないのでは。

工事担当者を対象とした研修の中で、事前調査、地元 調整、発注する前にすべきこと、チェック等を含め周知 していますが、このような大きな現場の中でたまに変更 が出ることがあるため、今後については再度周知します。

○申請者 19 者に対し入札者が12 者である。条件付一般競争入札であるにもかかわらず辞退という理由は。

本案件は条件付一般競争入札で、工事概要、概算金額などの一定の条件を付して公募しております。参加資格ありの通知をする際に工事内容の詳しい設計書を添付しますので、その後自社で積算検討され、辞退されたと判断しております。辞退理由は、予定価格の範囲内で応札ができないというのが5者、技術者を配置できないとした者が2者、計7者ありました。

○業者は他に何者応札している のかわかるのか。 本件は条件付一般競争入札で公募しており、業者間では応札者数はわかりません。

○応札者数はわからないとのことだが、もともと業者は市内でどの業者がA等級で資格があるのかは公表しているのでわかるだろう。資格要件にある「市内」を決めた規定はあるか。

業者は、登録業者が何者あるかはわかります。ただし、 どこの業者がエントリーしたかはわかりません。

福知山市の方針として、福知山市内の業者で施工可能なものは、地域経済のことも考えながら福知山市内の業者を募集するとしています。

○全ての事業において、市内で 施工可能であれば「市内」と しているのなら、どこかでき ちんと決めておく必要があ る。入札制度等改革検討委員 会で規定をつくっていただい たら。

入札制度等改革検討委員会でも検討していきたいと考 えます。

2 スポ第 13 号 (過称)福知山北部地域多目的グラウンド整備その 2 工事 ・・・指名競争入札

意見・	質	問
-----	---	---

回答等

○入札額が上2桁まで同じだ が、どう見るか。

新しい中央公契連モデルの低入札制限価格の算式を参 考に最低制限価格を設定していることを公表しているた め、その価格を巡って熾烈な争いがあったと見ています。

○本来、価格競争であるものが、 最低制限価格をピタリとあて る競争になってしまっている ように思う。市としてはどう いう競争をさせたいのか。

福知山市は、最低制限価格を品質の確保や市税を有効 に使っていく、またダンピング等はあってはならないと して設定しています。業者は予定価格以下最低制限価格 以上の範囲の中で価格競争していただいています。

○変更契約が結構多く日常化し ているので、変更契約額を資 料 2-3 に加えてほしい。

次回からの変更契約金額の記載は承知しました。

○変更落札率は。

変更契約額は、当初の落札率を変更設計額にかけて積 算していますので、落札率は同じになります。

○地域性・小学校区を選定しな かったら、該当する A・B等 級業者は全部で何者あるの か。

この場合であれば、全部で28者であります。

○指名を 11 者にすると決めて から校区を選ぶのか、この校 区ですると 11 者になったの か。

まず地域性の御当地があり、少なければその隣接とい うように外に広げております。

○地域性を考慮し 10 者に限定 になり相談しやすくなるので は。わずか 28 者くらいであ れば小さな校区を持ち出さず とも全体にしてもいいので は。枠組み自体を考え直すの はいかがか。

工事規模に応じて、取決め事項で入札業者数を決めて すると、御近所の業者ばかり┃います。入札時には内訳書を点検し、項目がもれていな いかということも点検しています。地域性については、 この委員会でも広げるべきではないかと指摘をいただい ていますので、入札制度等改革検討委員会での検討課題 としていきたいと考えています。

3 子育第38号 下六人部児童センター屋根改修工事・・・指名競争入札

5 1 日 第 50 万 八八印九重 こ 7 / 庄低以修工事 1 日 日 続于八七	
意見・質問	回答等
○元々は指名競争入札で、なぜ	1回目の指名競争入札では、価格や技術者の関係で辞
落札業者だけが応札できたの	退が多くありました。これはこの時期に多くの工事が発
か。元々は何者指名したのか。	注されたため需給バランスが多少崩れたと考えていま
	す。装飾タイルなどデザイン性のあるものは価格がわか
	りにくいため、設計を吹き付けに変更し再度入札にかけ
	ました。市の方針で地元業者重視ということで、設計金
	額規模により7者を指名しました。
○1回目入札の選定理由は。	建築一式の B・C 等級で、施設のある下六人部小学校区
	とその周辺校区としました。
○地域を限定しているからこの	御意見を真摯に受け止め、検討していきたいと思いま
ようなことになるのだ。業者	す。
数を限定するため、競争がな	
くなってしまう。早急に議論	
いただかないと同じことの繰	
り返しだ。	
	1

4 下水工第4号 福知山終末処理場 水処理施設No.3曝気ブロワ更新工事 ・・・・指名競争入札

意見・質問	回 答 等
○機器本体の代金はいくらか。	機器本体は工事費全体の約 55%を占めています。
○電気制御盤の変更の必要性	電気制御盤の変更の必要性ですが、使用していた変圧
は。	器盤は 40 年前のもので 3300 ボルト対応となっており、
	現在一般的な 6600 ボルトに更新することで電圧硬化等
	を起こすことなく効率化を図ります。当然 40 年を経過し
	ておりますので耐用年数の倍を経過しており更新する必
	要性ありと考えました。
○当初の設置メーカーはメンバ	〔当初は、株式会社荏原製作所が自社製品を設置して
一に入っているのか。	おり、今回もメンバーに入っております。〕

- ○受注生産とあるが、落札業者 がどこからか購入するものな のか。
- 機器につきましては、仕様書に適合していればメーカーは問いませんので、入札業者がどこから取り寄せるかはわかりません。
- ○機器が自社製品であれば、工 今回は自有期は延ばさなくてもいいので 導入します。 は。

今回は自社製品ではなく川崎重工業株式会社の機器を 導入します。

○入札で予定価格を超えるため 辞退する業者がある一方、最 低制限価格未満の業者もあ る。最低制限価格は予定価格 の 85.74%となっています が、山田工業株式会社はどう して読み間違えているのか。

山田工業株式会社の入札額については、いろいろな納 入実績を勘案された結果だと思いますが、こちらではわ かりません。

○山田工業株式会社は過去に納 入実績はあるのか。

過去に福知山市への納入実績はあります。

○機器のリースはできないのか。

受注生産品であるため、リースは考えていません。水 処理機械であるため国の交付金が 55%となっており、更 新か長寿命化かを比較検討しましたが、40 年を経過し部 品もないため更新としました。

○最低価格未満の応札に対して 調査は行っているか。ぜひ調 査いただきたい。 行っていません。

○そもそも機械類ということで、最低制限価格を設ける必要があるのか。参加しているのは実績のある業者が多い。ものの性質によってその考慮があってもいいのでは。実績がある場合に最低制限価格を設けることについてぜひ検討いただきたい。

下水道の事業には特殊なものが多くあります。上下水道部においても本庁と連動しているため、独自に行うことはできないため、市全体として考えていきたいと思います。

5 水道工第17号 市道川北荒木線 上水道配水管布設替工事…指名競争入札

意見・質問

回答等

○落札率が高いというより、最 のか。最低制限価格は、大体 予定価格の 84%~85%のよ うだがこの案件では 87.55% である。

最低制限価格を設定するときに、直接工事費・共通仮 低制限価格がなぜこの価格な | 設費・現場管理費・一般管理費に掛ける算式があり、配 水支管 DIP-NS o 200 が高価であったため、87.55%にな ったのではと推測します。

いということか。

○材料費については下げられな | 材料費は直接工事費の 95%となっています。

○以前の最低制限価格の計算式 なるのか。

最低制限価格の計算式は公表しているので、たまたま でいくとこのあたりの価格にしたくさんの失格者が出たと見ています。

○集計表のNo.2、No.9 の案件が類 似しているが、この案件の応 札状況はどうなっているか。

次回に提示します。

「入札結果については、市ホームページ上において公開 しています。〕

○最低制限価格によって、応札 額が一番高額な業者が落札す るというような結果になって いることを疑問に思わないの か。何の意見もないのか。

あくまでも入札の結果です。

例え予定価格で落札したとしても、落札は落札となっ ています。業者が積算する中で、工事内容が利益率との 兼ね合いで最低に寄り付いていき、その結果として最低 制限価格を下回ったということだと見ております。予定 価格が設定されている以上、効率のいい入札ではなかっ たと思いますがいたしかたがない。

○問題意識をもって市民目線で 考えていかなければならな い。このようなことが繰り返 されるのはいかがなものか。

自治体によっては、低入札価格調査というものがあり ます。福知山市は事務上の都合もあり採用していません。 何とか考えられないかと検討したのですが実施に到って いません。

○地域性をやめ、入札業者を増 やすことが肝心である。

検討していきたいと考えています。

○入札業者を増やせば入札価格 がもっと高くなる可能性も出 てくる。今回のように高い金 額で落札という可能性はない ように思う。

※ [] 書については、後日回答したものです。